

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日か、
当日と翌日の
翌日)

目 次

◇ 告 示
年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（職員厚生課）

字の区域の変更（地方課）
保険医の登録（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）
計量器の定期検査の実施（商工指導課）

土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）

土地改良法による換地処分（〃）

入会林野整備計画の認可（林務課）

◇ 選管告示
不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

◇ 公安告示
鳥取県風俗環境浄化協会の指定（防犯少年課）

◇ 公 告
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

告 示

鳥取県告示第四百五十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号）第二条第六項各号の規定に基づき、年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のとおり定める。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

年 齢 階 層	昭和六十二年二月及び三月の分の年金たる補償に係る年金補償基礎額の最低限度額	昭和六十二年四月以後の分の年金たる補償に係る年金補償基礎額の最低限度額	年金補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、二一〇円	三、二一〇円	一〇、一三三円
二十歳以上二十五歳未満	三、七九〇円	三、八七八円	一〇、一三三円
二十五歳以上三十歳未満	四、五一四円	四、六一九円	一〇、五六八円
三十歳以上三十五歳未満	五、一三九円	五、二五八円	一二、九五二円
三十五歳以上四十歳未満	五、五六七円	五、六九六円	一四、八〇六円
四十歳以上四十五歳未満	五、七六九円	五、九〇三円	一六、五四九円

四十五歳以上五十歳未満	五、四六三円	五、五九〇円	一八、〇四八円
五十歳以上五十五歳未満	四、九三九円	五、〇五四円	一八、七五〇円
五十五歳以上六十歳未満	四、一五〇円	四、二四六円	一七、二六九円
六十歳以上六十五歳未満	三、二四四円	三、三一九円	一四、八二三円
六十五歳以上	三、二一〇円	三、二一〇円	一〇、一二三円

鳥取県告示第四百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による筒地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年十月二十二日現在の地番による。）
大字筒地字胡麻	大字筒地字胡麻田の全域

田	大字筒地字菅町六〇の一、六〇三の一部、六〇四の一部、六〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字筒地字登尾七一九の九九、七一九の一〇〇
大字筒地字津呑谷	大字筒地字津呑谷のうち五七七の四から五七七の七まで、六〇〇の三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字筒地字菅町	大字筒地字津呑谷五七七の四から五七七の七まで、六〇〇の三二及びこれらと一体をなす国有地 大字筒地字菅町のうち六〇の一、六〇三の一部、六〇四の一部、六〇五の一の一部、六二一の一四、六三六の一の一部、六三七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字筒地字坂根	大字筒地字坂根のうち六五〇の一、六五一の二、六五一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字筒地字釜ヶ口	大字筒地字菅町六二一の一四、六三六の一の一部、六三七の一及びこれらと一体をなす国有地 大字筒地字坂根六五〇の一、六五一の二、六五一の三及びこれらと一体をなす国有地 大字筒地字釜ヶ口の全域
大字筒地字登尾	大字筒地字登尾のうち七一九の九九、七一九の一〇〇以外の区域

鳥取県告示第四百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村田雅明	鳥医第三、五二五号	昭和六十二年四月十五日
竹花享子	鳥医第三、五二七号	昭和六十二年四月十七日

鳥取県告示第四百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六一	昭和六十二年四月一日
医療法人社団尾崎外科診療所	鳥取市湖山町字白浜三六八三	昭和六十二年四月十六日

鳥取県告示第四百五十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十二年七月一日から 当該計量器の所在の場所
昭和六十三年三月三十一日まで

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十二年七月一日 午前十時から午後三時まで 倉吉市 倉吉市立河北中学校

昭和六十二年七月二日 " " 倉吉福祉会館

昭和六十二年
七月三日

〃

〃

〃

昭和六十二年
七月六日

〃

〃

倉吉市立成徳小学校

昭和六十二年
七月七日

〃

〃

〃

昭和六十二年
七月八日

午前十時から
正午まで

〃

神鋼機器工業株式会社

〃

午後一時から
午後三時まで

〃

日本庄着端子製造株式
会社

昭和六十二年
七月十四日

午前十時から
正午まで

〃

倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を昭和六十二年五月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業に係る筒地地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条

の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十九号

八頭郡智頭町大字郷原一八五郷原入会林野整備組合組合長芦谷忠之から申請のあつた郷原入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十二年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

二の表特別養護老人ホームル・ソラリオンの項の次に次の一項を加える。

特別養護老人ホーム 幸朋苑

境港市誠道町二〇八三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十九条第一項の規定に基づき、次の法人を鳥取県風俗環境浄化協会として指定したので、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 名称

社団法人鳥取県防犯連合会

二 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第8号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和62年5月29日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	昭和62年6月29日	午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第一庁舎地階 第1会議室		岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
	昭和62年7月15日	午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室		米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
経験者講習	昭和62年6月28日	午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第 17会議室		岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者
	昭和62年7月8日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室		米子、境港、溝口、 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものが現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

1 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃

又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考查

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）